

令和6年7月30日

南箕輪村議会議長 様

提出者名 都志今朝一

議員研修・議員視察結果報告書

研修名または視察テーマ	「議員のためのハラスメント防止研修」
研修・視察実施場所	役場第1・2委員会室
研修・視察の期間	令和6年7月17日
研修・視察の成果等	最初は議員に求められるコンプライアンスについて、議員は労働者でなく、特別職公務員として、自ら行動範囲を作る必要性を語っている。次にコンプライアンスについては、本来の意味、使命・責任に忠実であること。不祥事防止は「最低限の」コンプライアンスと理解する必要性。公務員には特化したハラスメント防止対策必要であり、公務員は社会的・道義的重い責任を担っており民間とは定義が異なり、厳しい。パワハラの基本知識では、パワハラは日本語であり、日本の雇用に関わり深く根差した問題である。公務員のパワハラの定義には3つの実例をあげ、「職員に精神的又は身体的苦痛を与える言動」などが定義に該当すると進言している。パワハラの要件としては、3件の事例が上げられ、逆パワハラも要件に該当、相手以外の職員の勤務環境を害してもパワハラとなり、目的、内容が正しくとも手段、方法を誤ればパワハラとなる。行動・言動共により気を使って使用する大切さを考直した。また典型例については7つの典型例の中に、具体例を上げ、注意点なども細かく謳っている。終盤では、見落としがちなパワハラ発生要因・パワハラをする人のタイプと対応策・セクハラ定義の違い・ジェンダーハラスメントとは？・最後に全国地方議会の動きについても研修内容に組み入れている。普段何げなく行っている、行動、発言、職員並びに議員にたいしての対応など一層気を使っての対応が必要とより感じられた研修であった。

※研修・視察終了後、議長または委員長が定めた期日までに提出すること。